

学校図書館において、子どもの情報の収集・選択・活用を円滑化するために、蔵書のデータベース化を図ったり、電子書籍を導入したりすることは大切です。子どもたちの健康等に配慮しつつ、教師、ICT支援員等の専門家を含む様々な人材等と連携し、計画的に促進していきます。

公立図書館においては、電子書籍の導入状況や、学校においても1人1台端末がすべての子どもに行きわたっていることを踏まえ、今後の推移について十分留意し、新しい情報通信技術を活用した読書環境について研究を進めます。

県内の地理的要因から公立図書館等の利用が困難な子どもにとって電子書籍は利便性の高いものではありませんが、子どもに読んでほしい本や知識を習得する本はまだまだ電子化されていない紙書籍が多くを占めることを認識して、デジタル化を推進する必要があります。

イ 1人1台端末の活用

県内一部の市町では、児童生徒に公立図書館の電子書籍貸出サービスのIDを付与し、朝読書等に活用してもらう取組を行っています。このような取組は、学校における学習活動だけでなく、長期休業期間中や災害時などに自宅においても活用することができるため、今後も取組が広まっていくことが望まれます。

また、令和5年度より、小学生と中学生を対象とした、本県独自のCBTシステムである「えひめICT学習支援システム（通称EILS）」と連動した「電子版読書通帳『みきゃん通帳』」の運用を開始しています。本のバーコード（ISBN）をスキャンで読み込むことにより、書名・著者・ページ数が自動入力できるほか、「おすすめ度」「読まれた数」等、各種ランキングを見ることもできます。全国でも類を見ない、多くの機能を搭載した読書通帳を積極的に活用し、本県の課題である読書活動を推進し、知的好奇心を高めていきます。

Ⅲ 普及啓発

1 普及啓発

子どもの読書活動の推進に当たっては、広く県民全体に理解を求め、家庭から学校、図書館まで様々な場所で取組が進むよう、気運の醸成を図っていくことが大切です。

そのため、講演会やシンポジウムの開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、県や市町の広報への掲載など、様々な方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさの、周知・啓発に取り組みます。

また、読み聞かせやおはなし会、ブックトークなど、子どもの読書推進事業そのものも的確に報道されることで、非常に効果的な普及啓発の手段となります。

保護者へのアンケートで、情報収集の方法がわからないと回答した保護者が、子どもが小・中学生の場合で約25～40%いるため、ホームページやSNSなど多様な方法により、公立図書館や公民館図書室、学校から積極的な情報提供に努め、広く一般に、子どもが読書することの必要性、大切さについて理解を求めます。

2 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」など

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」、
「文字・活字文化振興法」において、10月27日を「文字・活字文化の日」と定め、また、公益社団法人読書推進運動協議会では、4月23日から5月12日までを「こどもの読書週間」、10月27日から11月9日までを「読書週間」と定めています。これらの期間中に、関係機関が一斉に事業に取り組むことで、この「日」や「週間」の存在を広く周知し、子どもが読書することの大切さを効果的にアピールします。

読書に関する楽しいイベントは子どもたちが読書に関心を持つきっかけにもつながるため、引き続き、県内全ての公立図書館において「子ども読書の日」に関する啓発事業等が実施されるよう努めるとともに、県内の公立図書館等の取組事例について情報収集し提供するほか、機会を捉えて読書活動の意義や重要性の普及啓発に努めていきます。

3 優良図書・優良事例の紹介

読書活動の指針となるよう、チラシや小冊子などを作成し、子どもの年齢に応じた優良図書を紹介します。また、資料の作成に当たっては、読書への関心を高めるよう工夫を凝らします。

子どもへの働きかけを行うに当たり、保護者、ボランティア、学校、図書館等の関係者の参考となるよう、優良な活動事例を紹介します。

4 市町における読書活動推進計画の策定及び実践 重点事項⑤

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項では、市町は、国の基本計画及び県の計画を踏まえ、市町の子ども読書活動推進計画を策定するよう努めなければならないと定められています。市町において子ども読書活動推進計画の策定に向けて具体的に検討していくことは、地域全体で子どもの読書環境や推進方策を考えたり、保護者や図書館、学校、ボランティアなど関係者の連携・協力による取組を進めたりすることにもつながります。家庭・地域・学校等が連携しながら、読書活動の取組を推進するためには、県だけでなく市町においても計画を策定し、地域の現状や課題を踏まえて、地域の資源や人材を活用した取組を計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。

そうした中、現在、県内19市町で計画が策定されていますが、人員不足等の理由により、計画策定や新たな事業展開が困難な市町もあります。既に策定している市町においても、子どもの読書環境の変化や地域の実情に合わせて、適切に見直しを行っていく必要があり、県では定期的な現状把握に努め、市町の計画策定を支援するとともに、計画が実践に移されるよう、市町との連携を強化しながら助言や情報提供等の支援を行っていきます。

指標

⑨

県内の市町推進計画の策定数

令和4年度 19市町（全国平均87.0%） → 令和10年度 全20市町